

トライアル雇用、若年者雇用関連の以下の奨励金を受給する事業主の方へ

- 試行雇用（トライアル雇用）奨励金
- 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金
- 既卒者育成支援奨励金※1
- 実習型試行雇用奨励金（正規雇用奨励金）
- 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金
- 若年者等正規雇用化特別奨励金※1

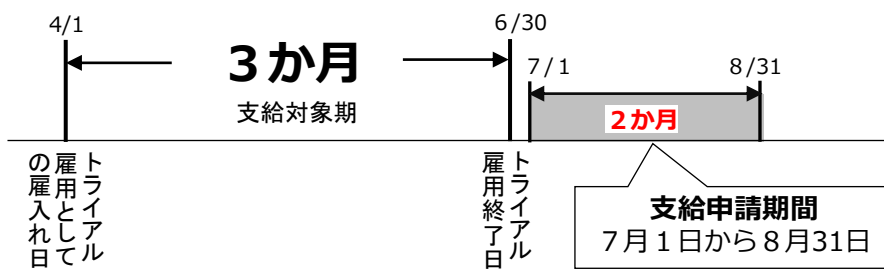
※1 平成24年3月31日で制度終了

平成24年4月1日以降に支給申請期間の初日を迎えるものから 申請期間を2か月に延長します

上記6種類の奨励金の支給申請期間は、これまで、支給対象期の末日※2の翌日から1か月となっていました。平成24年4月1日以降に申請期間の初日を迎えるものからは、申請期間を2か月に延長します。 ※2 「支給対象期の末日」とは、支給申請が1回の奨励金の場合は支給対象期間の終了日、一定期間ごとに申請していただく場合はそれぞれの支給対象期の終了日になります（下表参照）。

奨励金	支給申請回数	支給対象期の末日
試行雇用（トライアル雇用）奨励金	1回	トライアル雇用（原則3か月）終了日
実習型試行雇用奨励金（正規雇用奨励金）	3回	①実習型雇用※（原則6か月）終了日 ※トライアル雇用に相当正規雇用での雇入れから、②6か月経過した日 ③1年経過した日
3年以内既卒者トライアル雇用奨励金	2回	①正規雇用を前提とした有期雇用（原則3か月）終了日 ②正規雇用開始から3か月経過した日
3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金	1回	正規雇用での雇入れ日から6か月経過した日
既卒者育成支援奨励金	2回	①正規雇用を前提とした有期雇用（原則6か月）終了日 ②正規雇用開始から3か月経過した日
若年者等正規雇用化特別奨励金	3回	正規雇用での雇入れ日から、①6か月経過した日 ②1年6か月経過した日 ③2年6か月経過した日

◇申請期間の例◇ トライアル雇用（3か月）の場合



◇ご注意：延長の対象とならないケース◇

- 平成24年4月1日より前に申請期間の初日を迎える場合

（延長の対象とならないケース）

例：平成24年3月30日（申請期間の初日）

- 当初の申請期間は、平成24年4月1日以降に初日を迎えるものであったが、トライアル雇用期間の途中で自己都合退職したこと等により、平成24年4月1日より前に申請期間の初日を迎える場合

（延長の対象とならないケース）

例：平成24年4月2日（申請期間の初日）→ 自己都合等により、平成24年3月30日（申請期間の初日）に繰り上がり

詳細は、最寄りのハローワークまたは労働局へお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク